

北技保第212号の2
令和5年10月26日

一般社団法人北海道ハイヤー協会会長
一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長 } 殿（単名各通）

北海道運輸局長（公印省略）

冬期における事故防止について

日頃から、自動車交通行政に対し、御理解と御協力を賜りましてお礼申し上げます。

北海道運輸局では、事業用自動車による交通事故及び交通事故死削減のための安全対策に取り組むため、令和3年12月に令和7年度までの5か年の計画期間と定めた「北海道運輸局安全プラン2025」を策定し、関係者が一丸となって事故削減目標の達成に向け取り組んでいるところでもあり、また、年度当初には、安全な輸送に期するよう「令和5年度における事故防止対策の徹底について」を通知し事故防止対策への徹底をお願いしたところです。

これから、本格的な積雪寒冷期を迎えることとなり、路面の凍結や吹雪による視界不良など厳しい走行条件となり衝突事故等が多発する危険性が高まりますので、事業用自動車の冬期における輸送の安全確保に万全を期するため、年度当初に通知した事項に加え、下記事項についても重点的に取り組み、事故防止に努めていただきますよう貴会傘下会員に対し周知徹底方よろしく申し上げます。

記

- ・ 異常気象時等における措置として、異常気象時等における対応を適切に行うため、気象、降雪情報・道路情報等の収集及び乗務員に対する連絡体制を整備すること。
- ・ 安全な運行の確保として、交差点における右左折時の安全確認、道路状況及び道路環境に適応した安全速度の遵守など基本的な交通ルールの指導教育を徹底すること。
- ・ 健康診断の結果等から乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運転中における健康状態の異変等への対応等についての指導を徹底すること。

（参考）

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>